

平成19年度 第6回埼玉県NPO懇話会 会議録要旨

平成20年1月17日(木)

10:00~12:00

埼玉会館 4A会議室

出席者

野島委員(座長)、秋元委員、望月委員、村重委員、安田委員、津久井委員、鷲巣委員、真下委員

1. 浦和・大久保合同庁舎を活用したNPO活動拠点の運営者募集について

事務局説明

安田委員

施設の管理運営面は浦和・大久保合同庁舎の所管課が担当するのか、それともNPO活動推進課が担当するのか。

事務局

浦和・大久保合同庁舎の所管課である衛生研究所である。

安田委員

万一の事態が発生した場合は、衛生研究所が対応することになるのか？

事務局

状況により判断する。庁舎の管理については衛生研究所であり、NPOの活動という意味ではNPO活動推進課も関係してくる。

秋元委員

運営団体に貸し付ける3年間で、その団体に違法行為や不都合が生じた場合はどのように対応するのか？

事務局

あらかじめ県と運営団体との間での賃貸借契約の中に、そのような場合の対処について盛り込む予定である。違反する場合は契約の解除などができるようにする。問題が発生した際に、当課からの指導や改善依頼などを盛り込むことも考えられる。

秋元委員

1年ごとの評価・チェック機能の中で、埼玉県NPO懇話会はどのような関わりをすることになるのか？

事務局

当課が運営団体から書類提出並びにヒアリングを行い、その内容を埼玉県NPO懇話会に報告すると共に、ホームページで広く県民に公開する予定である。

村重委員

入居団体からのクレームがあった場合は、県と運営団体のどちらがどのように対応するのか？

事務局

県と運営団体との間で契約を結ぶことで、運営団体に共同オフィス運営の義務が発生するので、法的には運営団体となると考えている。県は運営団体に対して、入居団体からのクレームが起きないように指導するために、運営団体と協定によりルールを定める考えである。

望月委員

問題が発生した場合の対処の仕方や評価の基準は、しっかり文書に残しておくべきである。そうしないと、今春決定する運営団体の他に、将来、別の団体に運営者が交代したとき等に矛盾が出てくることも懸念される。埼玉県NPO懇話会で議論された経過を、将来にわたって確認できるようにしておくべきである。

そうしないと、6年10年と共同オフィスが続いていったとき、次の運営団体は、設立の経緯等を知らずに独自の考えで運営にあたってしまう恐れがある。

その歯止めのためにも外部評価機関（第三者機関）をつくっておくべきである。その方が、将来の県の担当者にとっても助かるはずだ。

村重委員

「年1回のヒアリングでは、事前に全入居団体からアンケートをとり、その結果も公表する」など、募集要項に記載しておいた方がよいのではないかと。具体的に明記することで、運営団体がかなり責任を持って運営にあたることのできるのではないかと。

望月委員

この事業（共同オフィス運営）を、県と運営団体との一種の“協働”の延長線上にあると考えたら、“評価”をするのは当たり前のことである。従って、この事業には、実施評価の基準をつくり、“評価”をする第三者機関を設置するべきである。

野島座長

募集要項の中に、県と運営団体と第三者機関の関係・役割を具体的に明記するべきである。

“評価”については、これまで、埼玉県NPO懇話会は、県のNPO活動促進に関する各事業を評価し、県のNPO施策に反映する機能を果たしてきた。この観点からすると、この事業に対しても評価をする必要があるのだが、何らかの形で団体活動に影響を及ぼすとなると、やはり募集要項に明記する必要がある。

その場合、まず、どのような性格の“評価”なのか、団体活動に影響を与えるのであれば、どのような影響があるのか、の2段階で明記しなければならない。

安田委員

さいたま市の市民活動サポートセンターでは、さいたま市とNPOが役割分担を明確化し、協働で管理をしている。施設維持はさいたま市、利用やサービスについてはNPOとしている。

NPOには、円滑な運営を行うため、外部の協働運営管理組織を設置してもらった。現在は、毎月その組織との会議が開催され、利用者懇談会も予定されている。

浦和・大久保合同庁舎の場合は、財産を貸し出すだけなので、運営者との契約の中に条件を加えておく必要があるのではないか。

村重委員

「運営」について再確認したい。警備や清掃業者との契約等を含めるのか、あるいは、入居者支援のための受付窓口の設置やセミナー開催等も含まれているのか？

要は、資金力のある団体が借り受けて儲けるだけのことになるのではないか。

秋元委員

運営団体は中間支援的な働きをするのであれば、入居者以外でもコピーサービスや会議室などを利用できるようにするのか。つまり、ソフトとハードを一緒に運営していくということなのか。

事務局

役割分担については、さいたま市の場合とほぼ同様で、県＝維持管理、運営団体＝費用負担・スペース活用となる。業者との契約については県が行い、費用負担は団体が行うものとする。

団体の運営とは、施設を利用してどのようにソフト的に活用するのか、ということである。運営団体が企画するセミナーなどの実施については、入居者以外の方々にもスペースを様々な方法で活用できるようにして頂く。

ソフト面でどのような運営をするのかという内容については、埼玉県NPO懇話会委員に、審査の際に吟味して頂くことを考えている。

望月委員

理想は運営団体のアイデアのもとに広く活用してもらうことだとしても、現実には、運営団体の都合の良いようになってしまわないか。運営団体にしてみたら、入居団体がいるのだから、入居者以外にも「広く」活用していくのは難しい。だからこそ、外部の評価機関が必要になってくる。

野島座長

募集要項案の「基本条件」の中にある、“NPOを支援”というのは、入居団体のみを指すのか。それとも、全県のNPOのことを指すのか。

事務局

全県のNPOのことを指している。スペースの活用等を入居者限定にしてしまうと、当然ながら運営団体の収入も伸びない。

津久井委員

複数団体が立候補して審査が行われれば、より中間支援的な団体が選ばれるので広くNPOを支援しようとする意識が徹底されるだろうが、仮に一団体しか応募がなかった場合、よほどの不都合がなければその団体に決まってしまう。決まった以上、その団体の意識がどの程度であろうと、3年間は県から口を挟むことができなくなってしまうのではないか。

村重委員

募集要項2(10)の「県への報告」については、埼玉県NPO懇話会にも報告があるのか。また、報告があった場合、埼玉県NPO懇話会において、内容のチェックはできるのか。

事務局

「県への報告」の部分は、「埼玉県NPO懇話会に報告し、併せて一般に公表する」と明記することにする。また、毎年度、埼玉県NPO懇話会に諮るようにしたい。

中間支援的な団体が運営に携わるようにするため、基本条件の中では、共同オフィス運営のみならずNPOを支援する活動を行うことを明記し、そのような団体のみを対象として募集を行うようにする。この趣旨は、これまでの成果を踏まえたものであると考えている。

安田委員

「基本条件」については、指定管理における業務の仕様とは異なり、運営団体に任せるという趣旨なので、審査基準の中で判断するしかない。

事務局

募集要項の「県への報告」の部分に、評価の仕方に関して、県と埼玉県NPO懇話会との関係を盛り込むこととし、契約書には記載しないこととする。

野島座長

要項とは、“全体の仕組みを示すもの”であり、契約とは“当事者同士で固めていくもの”である。

事業全体の中で、例えば“NPOの支援をどうするのか”という問題はどこかで評価をする必要があるので、募集要項に明記しないと、“協働”にならない。健全な運営のためにも、募集要項の中で、“協働”の枠組みの中で行われる事業であることを示した方がよい。しかし、契約書に盛り込まないということなので、契約上は、その評価が当事者に影響を与えないという位置付けとなる。

事務局

なお、2月15日の運営団体の選考・審査は、協働提案推進事業並びにオフィスプラザ入居団体に係る審査と同様、非公開で行うことを提案したい。

野島座長

他の選考・審査と同様、非公開としてよいか。

各委員

(了承)

2.(財)民間都市開発推進機構の拠出金による助成事業について

事務局説明

望月委員

助成対象は全部で何件なのか。

事務局

初年度の想定は、助成限度額100万円の「活動拠点の整備事業」が10件程度、助成限度額500万円の「地域資源の活用事業」が1件程度と想定しているが、枠を決めずに応募状況により判断する。

望月委員

例えば、浦和大久保合同庁舎の共同オフィス運営団体は、申請できるのか。

事務局

助成事業は平成20年度の事業であり、“活動拠点を新た整備する”趣旨と合わないため申請できない。来年以降も同様である。

津久井委員

浦和・大久保合同庁舎の共同オフィス入居団体が、“活動拠点を新たに整備する”ために申請するのも不可能なのか。

事務局

不可能である。共同オフィスの整備は運営団体が行うものであり、制度上、申請が不可能である。また、“活動拠点を新たに整備する”という解釈上、不可能である。

秋元委員

行政施設をNPOが拠点として整備するのは可能なのか。

事務局

民間施設が前提であり、行政施設は原則として当該自治体が整備するべきである。

望月委員

事務所の“改築”は該当するのか。

事務局

“改築”は該当しない。

望月委員

例えば、同じ場所に事務所と子育てルームがある場合、どこまでが事務所でどこまでが子育てルームなのかあいまいである。このような場合、判断が難しい。

事務局

この制度の目的は、専用の事務所を持たないNPOを支援するものなので、“新たに”事務所を設置する場合に限る。新たに拠点を整備することによって地域が元気になることにつながることを期待している。

望月委員

同じ場所で、名称を替えさえすれば“活動拠点を新たに整備する”に該当してしまうのか。

事務局

同じ場所では不可能である。別の場所に“新たに”もう一つの活動拠点をつくる場合に該当する。

津久井委員

事務所を子育てルームに替えるのであれば、申請は可能なのか。

望月委員

本店と支店の関係で理解しても良いのか。例えば、学園 分校なら申請が可能になるのか。

鷲巣委員

借りている建物でも良いのか。

事務局

家主の了解があれば可能である。

野島座長

福祉分野の団体からの申請が多くなるのではないかと。

事務局

頂いた貴重な御意見を参考にして検討する。

3. NPOと県との協働推進ミーティングについて

事務局説明

望月委員

NPOからの提案には、関係する分野の県職員も出席するのか。

また、分科会では、それを実現するため等の意見交換を、1テーマあたり25分程度行うと考えてよいのか。

事務局

関係する県職員も出席する。

また、分科会では1テーマあたり25分として、残りの時間で全体のまとめ等をして頂く予定である。

望月委員

NPOからの提案は、県職員が出席することが分かったが、県からの協働提案について、NPOにはどのように情報提供や参加者募集を行うのか。

事務局

既にホームページや各種イベントの際のチラシ配布、県からの情報提供を希望するNPOへのメール等で知らせている。意見が出やすくするために、分科会を類似のテーマ毎に構成した。

望月委員

全体会の趣旨説明については、自分がNPO側に説明し、県職員が行政側に説明するよりも、逆に、自分が行政側に説明をし、県職員がNPOに説明する方が良い。

NPOである自分が、NPOの方々に趣旨説明するのは難しい。行政の言いなりになっていると誤解され、あらぬ批判を受けることも懸念される。NPO活動推進課の職員が他の県職員に趣旨説明する際も、同様の誤解などが懸念される。

事務局

当初、同じ立場のものが趣旨説明をする方が良いと考えていたが、確かに趣旨説明の担当を逆にしても良い。本日の議論を踏まえて考えたい。

野島座長

内容の詳細については、今後打合せて頂きたい。

大事なのは、協働の雰囲気（一緒にやっという雰囲気）を作ってもらうことである。